

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため、自主防犯活動の補完として防犯カメラを設置した地域団体に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、防犯カメラ維持管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 市内の町会・自治会及び商店会並びにこれらに準ずる団体（町会、自治会、商店会等の一定地域の住民により構成されているもの）をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、画像記録装置その他関連機器で構成されるものをいう。

(補助の交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し、設置した地域団体であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱（平成22年4月1日施行）に基づく補助金又は国、県若しくは市から同種の補助金の交付を受けていること。ただし、市及び警察と事前協議の上、寄附により設置された防犯カメラであって、市長が必要であると認めたものについては対象とするものとする。
- (2) 自主防犯パトロール隊が組織されていて、継続的な自主防犯活動の実績があること、かつ、今後の活動が見込まれること。
- (3) 船橋市防犯カメラ設置及び運用基準（平成17年11月22日施行。以下「基準」という。）を遵守すること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる防犯カメラの維持管理に必要な費用とする。

- (1) 通常維持費 保守管理費、電気料金、消耗品（交換を必要とするものに限る。）その他の市長が特に必要があると認めるもの
 - (2) 簡易な修繕費 カメラ、画像記録装置その他関連機器の故障による修繕費。
- 2 前項の規定にかかわらず、既存の設備の撤去又は移設に要する費用については、補助の対象としない。
- 3 前条第1号に規定する寄附により設置された防犯カメラについては、初年度は電気料金のみを対象とするものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の合算とする。

- (1) 通常維持費に対する補助金の額 前条第1号に規定する通常維持費の額に2分の1を乗じて得た額とし、補助対象となるカメラの台数に15,000円を乗じて得た額を限度とする。
- (2) 簡易な修繕費に対する補助金の額 前条第2号に規定する簡易な修繕費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。

2 電気料金が防犯灯等と混在し、内訳等が不明なものは、1台あたり月額250円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者（以下「申請者」という。）は、船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係る事業の実施状況を当該補助金の交付決定を受けた年度の終了後、速やかに船橋市防犯カメラ維持管理費補助金実績報告書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要により現地調査を行った上で、補助金の額を確定し、その旨を船橋市防犯カメラ維持管理費補助金確定通知書（第4号様式）により当該補助事業者に通知する。

(交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付請求書（第5号様式）により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金を交付する旨の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係書類)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、

これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告)

第13条 補助事業者は、市長から要求があったときは、防犯カメラの維持管理や自主防犯活動等について、市長に報告しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

防犯カメラ維持管理費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 防犯カメラ維持管理計画書及び申請額内訳書
- (2) 地域団体の規約等
- (3) 地域団体の役員名簿
- (4) 自主防犯パトロール隊の継続的な活動実績があることが確認できる資料
- (5) 防犯カメラ設置及び運用規程
- (6) 防犯カメラの仕様書、配置図及び防犯カメラにより撮影された画像
- (7) その他市長が必要があると認める書類

第2号様式

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付可否決定通知書

船橋市 指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

船橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ維持管理費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

(1) 交付決定額

円

(2) 交付の条件

2 交付しない

理由

第3号様式

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け船橋市 指令第 号により交付決定のあった防犯カメラ維持
管理費補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象経費に係る費用を支払ったことを証する書類及びその内訳書
- 2 その他市長が必要があると認める書類

第4号様式

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

船橋市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、
下記のとおり通知します。

記

- 1 指今年月日 年 月 日 船橋市 指令第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

第5号様式

船橋市防犯カメラ維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者 氏名

印

電話番号

防犯カメラ維持管理費補助金の交付を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | | | | |
|---|---------|----|---|---|---|---|
| 1 | 請求金額 | | | | | 円 |
| 2 | 交付決定額 | | | | | 円 |
| | (交付決定日) | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 3 | 交付確定額 | | | | | 円 |
| | (交付確定日) | 平成 | 年 | 月 | 日 | |